

憲法改正 国民投票法・
公職選挙法 法律／施行令
対照法令集

―日本国憲法の改正手続に関する法律―

はじめに

日本国憲法が施行されてから70年の節目の年を迎えた2017年、「2020年の『新憲法』施行」を目標とする声が出たこともあり、国会では憲法改正についての議論がますます活発になり、にわかに現実味を帯びてきたのが国民に憲法改正への賛否を問う『国民投票』の実施です。

国民投票は、国会による憲法改正の発議を受けて実施されるもので、有権者（満18歳以上の日本国民）が、一人一票をもって憲法改正に「賛成」又は「反対」の意思を示すことによって、憲法を改正すべきか否かが決定されます。

この国民投票の手続きを定めた法律が、2007年に成立、同年5月18日に施行された『日本国憲法の改正手続きに関する法律』（以下、「国民投票法」という。）です。国会で憲法改正が発議された場合、各都道府県及び市区町村の選挙管理委員会では、発議後60日～180日の間に、この国民投票法に規定された手続きに従って、投票及び開票の実務を行うこととなります。選挙管理委員会事務局の皆さんには、国民投票を公正かつ適正に実施するために、国民投票法の趣旨や同法が定める具体的な投・開票その他の手続き等について理解しておくことが強く求められています。が、実際には、これまで一度も国民投票が実施されていないこともあり、国民投票法に接する機会がなくその周知や理解が進んでいないのが現状です。

しかし、選挙管理委員会事務局の皆さんにとって、国民投票法は必ずしも全く未知の法律というわけではありません。むしろ、国民投票法の条文は公職選挙法の条文に準拠しているものが多いため、これまで公職選挙法の規定に従って選挙の管理・執行事務を担ってきた皆さんにとっては、国民投票法の規定は比較的学びやすいものといえるかもしれません。

そこで本書では、国民投票法と公職選挙法を対照表とし、準拠部分が一目でわかるような法令集を編纂しました。国民投票法を正確に理解するための基本書として、皆様の学習及び実務の一助となれば幸いです。

平成29年6月吉日

一般社団法人 選挙制度実務研究会

目次

● 日本國憲法…………… 11

● 日本國憲法の改正手續に関する法律…………… 26

第一章 総則(第一条)…………… 28

第一条 趣旨…………… 28

第二章 国民投票の実施

第一節 総則(第二条―第十条)

第二条 国民投票の期日…………… 28

第三条 投票権…………… 29

第四条 投票権を有しない者…………… 30

第五条 本籍地の市町村長の通知…………… 31

第六条 国民投票を行う区域…………… 32

第七条 投票区及び開票区…………… 32

第八条 国民投票の執行に関する事務の管理…………… 33

第九条 国民投票取締りの公正確保…………… 37

第十条 特定地域に関する特例…………… 37

第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に

関する周知(第十一条―第十九条)

第十一条 協議会…………… 38

第十二条 協議会の組織…………… 38

第十三条 会長の権限…………… 39

第十四条 協議会の事務…………… 39

第十五条 協議会の議事…………… 40

第十六条 協議会事務局…………… 40

第十七条 両院議長協議決定への委任…………… 41

第十八条 国民投票公報の印刷及び配布…………… 42

第十九条 国民投票の方法等に関する周知等…………… 45

第三節 投票人名簿(第二十条―第三十二条)

第二十条 投票人名簿…………… 46

第二十一条 投票人名簿の記載事項等…………… 47

第二十二条 被登録資格等…………… 48

第二十三条 登録…………… 52

第二十四条 縦覧…………… 54

第二十五条 異議の申出…………… 55

第二十六条 訴訟…………… 57

第二十七条 補正登録…………… 58

第二十八条 訂正等…………… 58

第二十九条 登録の抹消…………… 59

第三十条	通報及び調査の請求	60
第三十一条	投票人名簿の再調製	63
第三十二条	投票人名簿の保存	64
第四節 在外投票人名簿 (第三十三条―第四十六条)		
第三十三条	在外投票人名簿	65
第三十四条	在外投票人名簿の記載事項等	66
第三十五条	在外投票人名簿の被登録資格	67
第三十六条	在外投票人名簿の登録の申請	68
第三十七条	在外投票人名簿の登録	74
第三十八条	在外投票人名簿に係る縦覧	79
第三十九条	在外投票人名簿の登録に関する異議の 申出	81
第四十条	在外投票人名簿の登録に関する訴訟	83
第四十一条	在外投票人名簿の訂正等	84
第四十二条	在外投票人名簿の登録の抹消	85
第四十三条	在外投票人名簿の修正等に関する通知等	86
第四十四条	在外投票人名簿の再調製	88
第四十五条	在外投票人名簿の保存	88
第四十六条	在外投票人名簿の登録に関する政令への 委任	88
第五節 投票及び開票 (第四十七条―第八十八条)		
第四十七条	一人一票	89
第四十八条	投票管理者	89

第四十九条	投票立会人	93
第五十条	投票所	94
第五十一条	投票所の開閉時間	94
第五十二条	投票所の告示	96
第五十三条	投票人名簿又は在外投票人名簿の 登録と投票	96
第五十四条	投票権のない者の投票	99
第五十五条	投票所における投票	99
第五十六条	投票用紙の交付及び様式	103
第五十七条	投票の記載事項及び投函	104
第五十八条	点字投票	105
第五十九条	代理投票	105
第六十条	期日前投票	108
第六十一条	不在者投票	110
第六十二条	在外投票等	170
第六十三条	投票人の確認及び投票の拒否	184
第六十四条	退出させられた者の投票	184
第六十五条	投票記載所における憲法改正案等の掲示	184
第六十六条	投票の秘密保持	189
第六十七条	投票箱の閉鎖	189
第六十八条	投票録の作成	189
第六十九条	投票箱等の送致	189
第七十条	繰上投票	192

第七十一条	繰延投票	193
第七十二条	投票所に入出し得る者	195
第七十三条	投票所の秩序保持のための処分の請求	196
第七十四条	投票所における秩序保持	196
第七十五条	開票管理者	198
第七十六条	開票立会人	200
第七十七条	開票所の設置	205
第七十八条	開票の場所及び日時の告示	205
第七十九条	開票日	205
第八十条	開票	205
第八十一条	開票の場合の投票の効力の決定	206
第八十二条	無効投票	206
第八十三条	開票の参観	213
第八十四条	開票録の作成	213
第八十五条	投票、投票録及び開票録の保存	214
第八十六条	一部無効による再投票の開票	215
第八十七条	繰延開票	215
第八十八条	開票所の取締り	215
第六節 国民投票分会及び国民投票会		
(第八十九条―第九十九条)		
第八十九条	国民投票分会長	217
第九十条	国民投票分会立会人	220
第九十一条	国民投票分会の開催	221

第九十二条	国民投票分会録の作成及び国民投票分会録その他の関係書類の保存	224
第九十三条	国民投票分会の結果の報告	226
第九十四条	国民投票長	226
第九十五条	国民投票会立会人	227
第九十六条	国民投票会の開催	227
第九十七条	国民投票録の作成及び国民投票録その他の関係書類の保存	228
第九十八条	国民投票の結果の報告及び告示等	228
第九十九条	準用	229
第七節 国民投票運動（第一百条―第一百八条）		
第一百条	適用上の注意	230
第一百条の二	公務員の政治的行為の制限に関する特例	231
第一百一条	投票事務関係者の国民投票運動の禁止	232
第一百二条	特定公務員の国民投票運動の禁止	232
第一百三条	公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止	232
第一百四条	国民投票に関する放送についての留意	237
第一百五条	投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限	238
第一百六条	国民投票広報協議会及び政党等による放送	238
第一百七条	国民投票広報協議会及び政党等による新聞広告	242

第八節 罰則（第九九条―第二百五条）	
第八八条 公職選挙法による政治活動の規制との調整	247
第九九条 組織的多数人買収及び利害誘導罪	262
第一百条 組織的多数人買収及び利害誘導罪の 場合の没収	264
第一百一条 職権濫用による国民投票の自由妨害罪	265
第一百二条 投票の秘密侵害罪	266
第一百三条 投票干渉罪	267
第一百四条 投票事務関係者、施設等に対する 暴行罪、騷擾罪等	267
第一百五条 多衆の国民投票妨害罪	268
第一百六条 投票所、開票所、国民投票分会場 又は国民投票会場における凶器携帯罪	269
第一百七条 携帯凶器の没収	269
第一百八条 詐偽登録、虚偽宣言罪等	270
第一百九条 詐偽投票及び投票偽造、増減罪	270
第一百二十条 代理投票等における記載義務違反	271
第一百二十一条 立会人の義務を怠る罪	272
第一百二十二条 国民投票運動の規制違反	273
第一百二十三条 不在者投票の場合の罰則の適用	275
第一百二十四条 在外投票の場合の罰則の適用	277
第二百五条 国外犯	279

第三章 国民投票の効果（第二百二十六条）	
第二百二十六条	280
第四章 国民投票無効の訴訟等	
第一節 国民投票無効の訴訟	
（第二百二十七条―第二百三十四条）	
第二百二十七条 国民投票無効の訴訟	281
第二百二十八条 国民投票無効の判決	281
第二百二十九条 国民投票無効の訴訟の処理	284
第二百三十条 国民投票無効の訴訟の提起と 国民投票の効力	284
第二百三十一条 国民投票無効の訴訟に対する 訴訟法規の適用	289
第二百三十二条 国民投票無効の訴訟についての 通知及び判決書謄本の送付	290
第二百三十三条 憲法改正の効果の発生の停止	291
第二百三十四条 国民投票無効の告示等	292
第二節 再投票及び更正決定（第二百三十五条）	
第二百三十五条	293
第五章 補則（第二百三十六条―第二百五十条）	
第二百三十六条 費用の国庫負担	298
第二百三十七条 国の支出金の算定の基礎等	301
第二百三十八条 行政手続法の適用除外	301
第二百三十九条 審査請求の制限	301

第百四十条	特別区等に対する適用	301
第百四十一条	国民投票に関する期日の 国外における取扱い	305
第百四十二条	国民投票に関する届出等の時間	305
第百四十三条	不在者投票の時間	308
第百四十四条	国民投票に関する届出等の期限	311
第百四十五条	一部無効による再投票の特例	312
第百四十六条	在外投票を行わせることができない 場合の取扱い	318
第百四十七条	政令への委任	318
第百四十八条	国民投票事務の委嘱	318
第百四十九条	投票人に関する記録の保護	319
第百五十条	事務の区分	320
第六章 憲法改正の発議のための国会法の 一部改正 (第百五十一条)		
第百五十一条	略	323
附則		323

●凡例

〔内容現在〕

○日本国憲法の改正手続に関する法律及び、公職選挙法……
平成二十八年十二月二日

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令及び、公職選挙法
施行令……平成二十九年五月三十一日

〔法令略称〕

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令において「法」と
は、「日本国憲法の改正手続に関する法律」。

○公職選挙法施行令において「法」とは、「公職選挙法」。

○日本國憲法

(昭和二十一年十一月三日施行 昭和二十二年五月三日)

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國事に關するすべての行爲には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

<p>日本国憲法の改正手続に関する法律 （平成十九年法律第五十一号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国民投票の実施</p> <p>第一節 総則（第二条―第十条）</p> <p>第二節 国民投票広報協議会及び国民投票票に関する周知（第十一条―第十九条）</p> <p>第三節 投票人名簿（第二十条―第三十二条）</p> <p>第四節 在外投票人名簿（第三十三条―第四十六条）</p> <p>第五節 投票及び開票（第四十七条―第八十八条）</p> <p>第六節 国民投票分会及び国民投票会（第八十九条―第九十九条）</p> <p>第七節 国民投票運動（第一百条―第一百八条）</p> <p>第八節 罰則（第一百九条―第二百五十五条）</p> <p>第三章 国民投票の効果（第二百一十六條）</p> <p>第四章 国民投票無効の訴訟等</p> <p>第一節 国民投票無効の訴訟（第二百一十七条―第三百三十四條）</p>	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 （平成二十二年政令第百三十五号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 投票人名簿（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 在外投票人名簿（第十二条―第三十三条）</p> <p>第三章 投票</p> <p>第一節 投票所における投票（第三十四条―第五十九条）</p> <p>第二節 期日前投票（第六十条―第六十三条）</p> <p>第三節 不在者投票（第六十四条―第九十三条）</p> <p>第四節 在外投票（第九十四条―第一百七条）</p> <p>第四章 開票（第一百八条―第一百二十二条）</p> <p>第五章 国民投票分会及び国民投票会（第二百一十三條―第二百三十五條）</p> <p>第六章 補則（第二百三十六條―第二百五十條）</p> <p>附則</p>	<p>公職選挙法 （昭和二十五年法律第百号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 選挙権及び被選挙権（第九条―第十一条の二）</p> <p>第三章 選挙に関する区域（第十二条―第十八条）</p> <p>第四章 選挙人名簿（第十九条―第三十条）</p> <p>第四章の二 在外選挙人名簿（第三十条の二―第三十條の十）</p> <p>第五章 選挙期日（第三十一条―第三十四條の二）</p> <p>第六章 投票（第三十五条―第六十条）</p> <p>第七章 開票（第六十一条―第七十四条）</p> <p>第八章 選挙会及び選挙分会（第七十五条―第八十五条）</p> <p>第九章 公職の候補者（第八十六条―第九十四条）</p> <p>第十章 当選人（第九十五条―第一百八条）</p> <p>第十一章 特別選挙（第九十九条―第一百八条）</p> <p>第十二章 選挙を同時に行うための特例（第一百九条―</p>	<p>公職選挙法施行令 （昭和二十五年政令第八十九号）</p> <p>内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十条及び同法附則第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会（第一条・第一一条の二）</p> <p>第一章の二 選挙権（第一条の三）</p> <p>第二章 選挙に関する区域（第二条―第十条）</p> <p>第三章 選挙人名簿（第十一条―第二十二條の二）</p> <p>第三章の二 在外選挙人名簿（第二十三條―第二十三條の十八）</p> <p>第四章 投票（第二十四条―第四十八條の二）</p> <p>第四章の二 共通投票所（第四十八條の三・第四十九條）</p> <p>第四章の三 記号式投票（第四十九條の二―第四十九條の六）</p> <p>第四章の四 期日前投票（第四十九條の七―第四十九條の十一）</p> <p>第五章 不在者投票（第五十条―第六十五条）</p> <p>第五章の二 在外投票（第六十五條の二―第六十五</p>
---	--	---	--

第二節 再投票及び更正決定
 (第百三十五條)

第五章 補則(第百三十六條―第
 百五十條)

第六章 憲法改正の発議のための
 国会法の一部改正(第百
 五十一條)

附則

第十三章 第百二十八條
 選挙運動(第百二十九
 條―第百七十八條の三)

第十四章 選挙運動に関する収入
 及び支出並びに寄附
 (第百七十九條―第二
 百一十條)

第十四章の二 参議院(選挙区選
 出)議員の選挙の
 特例(第百一十
 條の二―第百一
 十條の四)

第十四章の三 政党その他の政治
 団体等の選挙に
 おける政治活動
 (第百一十條の五
 ―第百一十條の
 十五)

第十五章 争訟(第百一十條―第
 二百一十條)

第十六章 罰則(第百二十一條
 ―第百五十五條の四)

第十七章 補則(第百五十六條
 ―第百七十五條)

附則

第六章程 開票(第六十六條―第七
 十九條)

第七章 選挙会及び選挙分会(第
 八十條―第八十七條)

第八章 公職の候補者等(第八十
 八條―第九十三條の二)

第九章 削除

第十章 選挙を同時に行うための
 特例(第九十七條―第百
 七條)

第十一章 選挙運動(第百八條―
 第百二十六條)

第十二章 選挙運動に関する収入
 及び支出並びに寄附
 (第百二十六條の二―
 第百二十九條)

第十二章の二 推薦団体の選挙運
 動の特例(第百二
 十九條の二・第百
 二十九條の三)

第十二章の三 政党その他の政治
 団体等の選挙に
 おける政治活動
 (第百二十九條の
 四―第百二十九
 條の七)

第十二章の四 選挙の効力及び当
 選の効力に関す
 る異議の申出及
 び審査の申立て
 (第百二十九條の
 八)

第十三章 市町村の境界の変更が
 あつた場合等の選挙
 の執行の特例(第百三

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)について、国民の承認に係る投票(以下「国民投票」という。)に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

第二章 国民投票の実施

第一節 総則

(国民投票の期日)

第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日(国会法(昭和二

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第二条 略

(公職の定義)

第三条 略

(議員の定数)

第四条 略

第五条から第三十条まで 後掲

第五章 選挙期日

(総選挙)

第三十一条 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終

十条―第百三十一条
の二)

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例(第百三十二条―第百三十二条の十一)

第十三章の三 再立候補の場合の特例(第百三十二条の十二・第百三十二条の十三)
第十四章 補則(第百三十三条―第百四十七条)

附則

- 十二年法律第七十九号)第六十八
条の五第一項の規定により国会が
日本国憲法第九十六条第一項に定
める日本国憲法の改正の発議を
し、国民に提案したものとされる
日をいう。第百条の二において同
じ。から起算して六十日以後百
八十日以内において、国会の議決
した期日に行う。
- 2 内閣は、国会法第六十五条第一
項の規定により国民投票の期日に
係る議案の送付を受けたときは、
速やかに、総務大臣を経由して、
当該国民投票の期日を中央選挙管
理会に通知しなければならない。
- 3 中央選挙管理会は、前項の通知
があつたときは、速やかに、国民
投票の期日を官報で告示しなけれ
ばならない。

(投票権)

第三条 日本国民で年齢満十八年以
上の者は、国民投票の投票権を

- る日の前三十日以内に行う。
- 2 前項の規定により総選挙を行う
べき期間が国会開会中又は国会閉
会の日から二十三日以内にかかる
場合においては、その総選挙は、
国会閉会の日から二十四日以後三
十日以内に行う。
- 3 衆議院の解散に因る衆議院議員
の総選挙は、解散の日から四十日
以内に行う。
- 4 総選挙の期日は、少なくとも十
二日前に公示しなければならない。
- 5 衆議院議員の任期満了に因る総
選挙の期日の公示がなされた後そ
の期日前に衆議院が解散されたと
きは、任期満了に因る総選挙の公
示は、その効力を失う。

(通常選挙)

第三十二条 略
第三十三条 略
第三十三条 略
第三十三条 略
第三十三条 略

第三十三条の二 略
第三十三条の二 略
第三十三条の二 略

第三十四条 略
第三十四条 略
第三十四条 略

第三十四条の二 略
第三十四条の二 略
第三十四条の二 略

第三十四条の二 略
第三十四条の二 略
第三十四条の二 略

第九条 日本国民で年齢満十八年以
上の者は、衆議院議員及び参議院

第一章の二 選挙権

有する。

第四条 (投票権を有しない者) 削除

議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 日本国民たる年齢満十八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4 前二項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む)を含むものとする。

5 第二項及び第三項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(被選挙権) 第十條 略

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一條 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

(選挙権を有しない者に係る通知) 第一條の三 市町村の選挙管理委員会は、法第一一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條の規定により選挙

第五条 (本籍地の市町村長の通知)
削除

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

四 公職にある間に犯した刑法

(明治四十年法律第四十五号)

第百九十七条から第百九十七条

の四までの罪又は公職にある者

等のあつせん行為による利得等

の処罰に関する法律(平成十二

年法律第百三十号)第一条の罪

により刑に処せられ、その執行

を終わり若しくはその執行の免

除を受けた者でその執行を終わ

り若しくはその執行の免除を受

けた日から五年を経過しないも

の又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行

われる選挙、投票及び国民審査

に関する犯罪により禁錮以上の

刑に処せられその刑の執行猶予

中の者

2 この法律の定める選挙に関する

犯罪に因り選挙権及び被選挙権を

有しない者については、第二百五

十二条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍

を有する者で他の市町村に住所を

有するもの又は他の市町村におい

て第三十条の六の規定による在外

選挙人名簿の登録がされているも

のについて、第一項又は第二百五

十二条の規定により選挙権及び被

選挙権を有しなくなるべき事由が

生じたこと又はその事由がなくな

つたことを知つたときは、遅滞な

権を有しない者が当該市町村の区
域内から他の市町村の区域内に住
所を移したことを知つたときは、
遅滞なく、その旨を当該他の市町
村の選挙管理委員会に通知しなけ
ればならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、他

の市町村の区域内から当該市町村

の区域内に住所を移した者(当該

市町村の区域内から更に住所を移

した者を含む。)で当該市町村の

区域内に住所を定めた後四箇月を

経過しないものについて、その者

が当該市町村に本籍を有する者で

ある場合には法第十一条第一項若

しくは第二百五十二条若しくは政

治資金規正法第二十八条の規定に

より選挙権及び被選挙権を有しな

くなるべき事由が生じたこと又は

その事由がなくつたことを知つ

たとき、その者が当該市町村に本

籍を有しない者である場合には法

第十一条第三項(政治資金規正法

第二十八条第四項において準用す

る場合を含む。)又はこの項の規

定による通知を受けたときは、遅

滞なく、その旨を当該他の市町村

の選挙管理委員会に通知しなけれ

ばならない。